

総 税 都 第 2 8 号
平成 3 1 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 8 7 号）、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 8 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 9 号）は平成 3 1 年 3 月 2 9 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 3 1 年総務省令第 3 9 号）は同年 1 0 月 1 日）から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税都第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからヌに掲げる規定以外の規定 平成 3 1 年度以後の年度分の個人の道府県民税、平成 3 1 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の事業税、同日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び同日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税並びに同日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税
- ロ 第 2 章 1 2 の 2 及び 1 2 の 4 (4) 平成 3 2 年度以後の年度分の個人の道府県民税
- ハ 第 2 章 1 2 の 4 (1) 及び 1 2 の 5 ((7) を除く。) 平成 3 1 年 6 月 1 日以後に支出する地方税法第 3 7 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金
- ニ 第 2 章 1 5 の 2 平成 3 2 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与と所得者の扶養親族等申告書又は給与と所得者の扶養親族異動申告書を提出する場

合

- ホ 第2章15の3 平成32年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合
- へ 第3章10 平成31年10月1日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金
- ト 第4章9 平成31年9月から11月までの期間以降の徴収取扱費算定期間に係る徴収取扱費の支払
- チ 第4章10、11並びに12(1)及び(4) 平成31年10月1日以後に行われる地方消費税の清算又は交付
- リ 第9章3 平成31年10月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税
- ヌ 第10章16及び17、19から24まで 平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割